人材養成に係わる教育費用補助金実施要領
～大分県LSIクラスター人材養成補助金～

大分県LSIクラスター人材養成補助金交付要綱第2条に基づき、下記のとおり定める。
なお、当要綱第4条第1号に基づき、補助対象者は大分県LSIクラスター形成推進会議の県内会員とする。

目的		各会員の事業計画に沿った専門人材の社内育成を支援することで 会員企業の事業拡大を推進する。
1	対象事業名	令和4年度人材養成補助金
2	事業実施期間 〈受講期間〉	令和 4年　9　月 16 日 ～　令和5年　3 月　12 日 ※複数の参加者が有る場合は、上記期間内で全参加者の最も早い 開始日から最も遅い完了日までとする。
3	補助対象経費 （受講料）の内訳	クラスター形成推進会議が指定する通信講座の受講料（税抜き ）とする。 （会員が指定講座の追加登録を希望する場合は事務局に要相談）
4	補助金の上限額 及び取扱い （第2条関係）	1会員当たり　100，000円を限度に補助（税抜き実費以内）
5	1社あたり年度内 補助限度人数 （第2条関係）	1会員当たり　複数人数を可能とする
6	申請期限 （第3条関係）	補助金申請期限　令和4年　9月22日（金）必着
7	補助条件 （第4条第2号関係）	本補助金の対象者は、所定期間に受講を完了したものとする。 （提出書類または試験結果の不備による未完了者は補助金対象外） 受講完了を証明するもの（修了証明書等コピー）を提出すること。 また会員ごとに受講効果について要報告とする。
8	その他	・申請順に受付け予算額に達し次第終了とする。 ・補助対象経費の領収書・請求書等は完了報告の際に添付が必要 なので、捨てずに保管しておくこと。 ・各種キャンセル料は補助の対象としない。
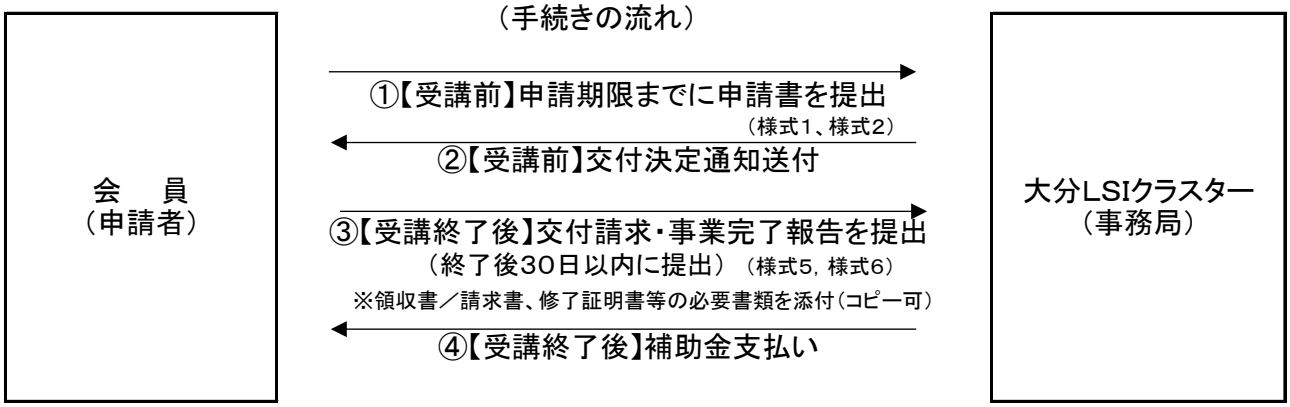
（手続きの流れ）